明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件（北陸地方整備局八一～八三）　一
○道路に関する件（中国地方整備局一五七、一五八）　二
○道路に関する件（北海道開発局九一）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十三年度第一・四半期予算使用の状況（内閣）　二
平成二十三年度第一・四半期国庫の状況（同）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　六
会社その他
会社決算公告　九

告示

○北陸地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

その関係図面は、平成二十三年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十七号及び三百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石川県石川郡野々市町堀内五丁目二四三番地先から同町字三日市町一八〇番二まで	前	一五・〇〇～三四・〇〇メートル	〇〇・三二〇キロメートル
	後	一六・六〇～三六・〇〇メートル	〇〇・三二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和

その関係図面は、平成二十三年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県東蒲原郡阿賀町熊渡字古屋敷六六〇八番から同町熊渡字古屋敷六六〇四番まで	前	三五・九四～四三・四五メートル	〇〇・〇五〇キロメートル
	後	三五・九四～四三・四五メートル	〇〇・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十四日

北陸地方整備局長　前川　秀和